

東広島市農業委員会令和3年10月（第11回）総会議事録

- 1 開催日時 令和3年10月29日(金) 午前10時00分から10時58分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席委員 20人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水壽昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	7	岡土居正弘
8	古本啓之	9	大月みどり	11	黒川克輝
12	荒谷義憲	13	住井正美	14	古川國昭
16	吉高信夫	17	長原毅	18	在間輝昭
19	仲伏英雄	20	杉本源藏	21	脇坂俊之
22	高尾昭臣	23	古川みどり		

- 4 欠席委員 3人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
6	小倉亜紗美	10	岡本義則	15	原茂正

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者
議長(会長) 1番 三見昌嗣 委員 2番 木原省五 委員

7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第55号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

- 報告第 38 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 39 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 40 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 41 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
- 報告第 42 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己
局長補佐	大 下 宏 治
局長補佐	定 井 芳 紀
農地係主査	津 山 隆 之
農地係主任	和 田 麻依子
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充
農地保全係一般事務員	西 田 直 子

議 長	<p>それでは、これより10月総会を開会いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行をさせていただきます。</p> <p>在任委員数23人中19名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、1番三見委員さんと2番木原委員さんを指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和3年10月29日一日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">＜ 異議なし ＞</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会期は令和3年10月29日一日限りとさせていただきます。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
津 山 主 査	<p>今月から3条を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、総会議案の1ページをご覧ください。</p> <p>議案第52号について説明いたします。</p> <p>今月は14件の申請がありました。内訳は6ページに記載のとおりでございます。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、124-1について説明いたします。</p> <p>譲受人は、近隣で高齢者ケアハウス、デイサービスセンターを運営する社会福祉法人であり、利用者の健康維持を目的として農作業を取り入れることとし、本申請地を取得しようとするものです。譲受人の労働力は2人の雇用を含め常時5人であり、利用者も一部の簡易な作業を通じ営農に当たる計画です。</p> <p>本案件は、農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとするものであり、農地法第3条の不許可の例外に該当するものとして、農地法施行令第2条第1項第1号ハにございませ、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得使用とする農地等を教育、医療又は社会福祉事業に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることと規定されており、これに該当します。</p> <p>続いて、125-2について説明します。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、学校法人の副園長をされています。これまで●●に居住されていましたが、空き家バンクで農地付の空き家を求め、希望に見合う物件であったことから、空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地では、自家消費用の野菜を作付する予定で、自身の経験と併せ農業学校卒業の息子からも技術指導を受ける予定です。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>下限面積については、令和3年9月総会において、空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たします。</p> <p>続いて、126-3でございます。</p> <p>耕作者への売買のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、127-4でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、128-5でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、129-6でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、</p>

津山主査	<p>必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、130-7でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、131-8でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、132-9でございます。</p> <p>経営地近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、133-10でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の会社員です。現在●●に居住されていますが、畑がつかれる土地付の家を探していたところ、空き家バンクで希望に見合う物件があったことから、空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地では、既に生育中の栗のほか、自家消費野菜、ハーブを作付する予定で、書籍等を参考に営農される予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>下限面積については、令和3年9月総会において、空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たします。</p> <p>続いて、134-11でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、135-12でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、136-13でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>なお、耕作面積2,541㎡は、受人の実家のある●●の耕作面積であり、今回の申請を合わせると3,910㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。</p> <p>続いて、137-14でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で農業を営まれています。現在の住まいは、数年前に渡人から購入し居住されています。これまで受人は渡人から土地を借受け、母と共に水稻やソバの作付を行ってこられました。このたび、渡人が所有するほかの農地も合わせて購入することとなり、申請をされています。申請地では、水稻、ソバのほか、自家消費野菜や果樹を作付する計画で、これまで同様に近隣の耕作者から技術を教わりながら営農される予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、14件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>それでは、ないようでございますので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
住井委員	<p>13番住井です。134-11、もう一回写真を見せて。これ、田というて書いてある。これ、田じゃなからう、畦畔じゃろ、これ。</p>
津山主査	<p>議案にございます地目というのは、登記地目を記載しておりますので、登記地目が田であっても現状が畑のものがあったりはそのんですが、あくまで議案の作成上、登記地目を掲載しておるといふ都合上で、登記地目の田を掲載しております。現状としては、畑として使って</p>

津山主査	おられた、その後、荒れていて家と一緒に手放すということで、写真に出ておるのは今回の申請者でございます。
住井委員	道の畦畔みたいなよ、これ。はいはい。
議長	よろしいですか。
住井委員	はい。
議長	ほかにご意見がございましたらお願いいたします。
	< なし >
議長	ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することについて賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定いたします。 次に、議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
大下局長補佐	<p>議案の7ページをお願いいたします。 議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 座って説明をさせていただきます。 8ページをお願いいたします。 今月は4件の申請がございました。</p> <p>まず、申請番号21-1は、●●における駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南東約350mに位置する第3種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人が経営するアパートがありますけれども、このアパートの東側の農地に戸建て住宅を建築をするということで、現在のアパートの駐車場の一部が進入路として開発されるということになりまして、これは後ほど5条の申請も出ておりますので、5条のところでも説明いたします。この戸建て住宅の開発に伴い、減少するアパートの駐車場の区画を新たに確保する必要が生じたということで、この土地に対して転用許可申請をされたものです。</p> <p>現場には、このように申請地の一部にコンクリートが敷かれておりました。これは、農地転用の許可を得ることなく、従来から駐輪場として使用していたということでありました。このたびの転用により撤去はされますけれども、無許可の転用であったということで始末書を徴取し、法令に基づき適正な手続を指導いたしました。</p> <p>なお、この開発行為、こちらの戸建て住宅と一緒に開発するということで、開発行為に係る許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。</p> <p>続きまして、申請番号22-2は、●●における墓地への転用事案でございます。申請地は、枠外にあります●●から真北に進んで約1.5kmほど進んだところに位置する山際の第2種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。申請人の墓地は、現在自宅から離れた山中にあり、墓参りに不便であるため、自宅に隣接する申請地に移設するということで、転用許可申請をされたものでございます。</p> <p>また、墓地の経営許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。</p> <p>続きまして、申請番号23-3は、●●における墓地への転用事案でございます。申請地は、●●——●●でございます——に隣接する農用地区域内の第2種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。申請人の墓地は、現在北側の山中にありますが、広島県の砂防事業、ここら辺なんです、砂防事業が行われるということで墓地を移設する必要が生じたため、転用許可申請をされたものでございます。</p> <p>なお、申請地は農用地区域内の農地ですが、農用地からは除外見込みであり、また墓地の経営許可につきましては、担当部局に申請書が提出をされております。</p> <p>最後に、申請番号24-4は、●●における農地改良のための一時転用事案でございます。申請地は、●●の●●の西約100mに位置する第3種農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人は、昨年10月と今年1月にかけて農地法3条の許可を得て、この申請地を取得されました。この申請地のほかにもこういったところも取得されて、現在耕作をされていらっしゃる方でございます。この申請地は、道路面、これは2号線ですけども、</p>

大 下 局 長 補 佐	<p>道路面から低く耕作に不便であったということで、市内の建設現場から真砂土を搬入してかさ上げを行い、今後は畑として利用したいということで、一時転用許可申請をされたものでございます。</p> <p>また、この申請地におきましては、既に真砂土が一部搬入されておりました。これは事前着手となっておりますので、搬入を中断させて始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それではご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、今回の案件は全て広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象外のため、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和 田 主 任	<p>今月から農地法5条の許可事務を担当させていただきます和田です。今後ともよろしく願います。</p> <p>それでは、総会議案の9ページをご覧ください。</p> <p>議案第54号について説明します。</p> <p>今月は28件の申請がありました。内訳については、総会議案の16ページをご覧ください。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>179-1から182-4について、同一案件ですので一括して説明します。</p> <p>一般住宅及び進入路への転用事案です。申請地は、●●の南東に位置する第3種農地で、申請人はそれぞれ●●において共同住宅に居住されています。このたび、申請地において自己の居宅を新築し、併せて各居宅への進入路として利用するため、転用しようとするものです。</p> <p>なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、183-5について説明します。</p> <p>店舗への転用事案です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアを経営する会社です。このたび、東広島市の中心部であり、国道沿いに位置し立地条件もよいことから、本申請地において新規店舗を出店するため、転用しようとするものです。</p> <p>なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、184-6から186-8について、同一案件ですので一括して説明いたします。</p> <p>庭園の敷地拡張での転用事案です。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。受人は●●に主たる事務所を置き、庭園及び岩石に関する調査、展示及びアウトドア、レジャー関連事業を営む法人です。現在経営している庭園の来客用駐車場が行楽シーズンには満車となり、手狭となっております。また先般、庭園が登録博物館として認定され、今後、より多くの来園者が見込まれること、併せて5月にオープンしたバーベキュー施設に車での来客が多いため、附帯する通路、駐車場、広場を整備するため、本申請地を転用するものです。</p> <p>続いて、187-9について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置し、●●として昭和46年度から平成9年度にかけて実施された小規模農業基盤整備事業により整備された農振農</p>

和田主任

用地区域内の第1種農地です。受人は、現在●●で家族で社宅住まいをされています。子供の成長とともに手狭になったため、このたび、実家に近い父所有の本申請地に居宅を建築するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。

また、農振農用地除外見込みです。

続いて、188-10について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。

続いて、189-11、190-12について、同一事業者による関連案件ですので一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。申請番号189-11は●●の北西に位置する第2種農地です。申請番号190-12は●●の南西に位置する第2種農地です。このたび、売電を目的とした2か所の太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。

なお、申請番号190-12の申請地は、のり面形成により、有効活用面積は小さくなっています。

続いて、191-13について説明します。

庭敷への転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は申請地の隣接地に居住されています。このたび、花木を植え、庭敷として活用するため、本申請地を転用するものです。

続いて、192-14について説明します。

駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。受人は●●に居住され、舗装工事等建設業を営む法人の役員をされています。現在、●●において道路舗装材製造会社の敷地内に大型車両を駐車する区画を借りておられますが、ほかに1社も借りておられ手狭となっていること、また事業を拡張するため、本申請地を駐車場として転用するものです。

申請地については、申請時点において許可を得ることなく砂利を敷き倉庫を建築されておりましたので、申請者から始末書を徴取しておりますが、現地確認時点において解体撤去を進められております。

続いて、193-15、194-16について、同一事業者による関連案件ですので一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした2か所の太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。

なお、申請番号193-15、194-16ともに申請地内にのり面形成のため、有効活用面積は小さくなっております。

続いて、195-17について説明します。

駐車場への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置く、建築、土木工事設計施工、建設資材の販売、リサイクル業などを営む会社です。現在、グループ全体で社員が100名ほどおり、現在の会社敷地内の駐車場が手狭となっているため、会社敷地に隣接する本申請地を社員駐車場として転用するものです。

続いて、196-18について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南に近接する第2種農地です。受人は、現在●●に居住されています。このたび、高齢の母の介護を見据え、兄弟で介護を行っていただけるように、兄の住まいの近くに住居を構えることとし、本申請地を転用するものです。

なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、197-19について説明します。

和田主任

駐車場及び資材置場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置し、●●地区として昭和51年度から昭和61年度にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。受人は●●に本店を置き、●●に工場を持つ自動車部品等の製造加工販売を行う会社です。現在、工場敷地から約250m離れた場所に従業員駐車場を設けていますが、従業員数に対し十分な台数を確保できず手狭であること、また製造機器の更新を行う予定であり、資材を置くスペースが不足することから、既存の敷地に隣接する本申請地を従業員駐車場及び資材置場として転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第35条第5号既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の二分の一を超えないものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。

また、農振農用地除外見込みです。

続いて、198-20について説明します。

一般住宅への転用事案です。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。受人は●●に居住されています。このたび、実家すぐそばの本申請地に居宅を新築するため、転用しようとするものです。

なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、199-21について説明します。

駐車場及び資材置場への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置く、建築工事設計施工、産業廃棄物処理業などを営む会社です。このたび、事業を行うに当たり既存の資材置場が手狭となり、既存の資材置場や事業所に近い本申請地を新たな資材置場として転用しようとするものです。

続いて、200-22について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。

なお、申請地は形状不整形地であり、有効活用面積は小さくなっております。

続いて、201-23について説明します。

駐車場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は●●に居住しており、妻が代表を務める運送会社を手伝っておられます。現在、事業の拡張に当たって既存の駐車スペースが手狭となり、約400mほど離れた位置で借地により駐車場を確保していますが、盗難等セキュリティ対策、運行の効率化を図るため、自宅近くの申請地を新たに駐車場として転用しようとするものです。

申請地については、農振農用地除外見込みです。

続いて、202-24について説明します。

貸駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置く、不動産業を営む会社です。現在、●●で産業廃棄物の運搬業を営む法人が、東広島市内において事業拡張をするため車両駐車場として利用する計画が上がり、受人が本申請地において貸駐車場を整備するため、転用するものです。

続いて、203-25について説明します。

自動車整備工場への転用事案です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、不動産業、自動車販売業、自動車整備、修理業を営む会社です。このたび、自動車整備工場建設を計画され、本申請地を転用するものです。

なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、204-26について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する集団農地内の第1種農地です。受人は現在広島市内の賃貸住宅に家族で居住されています。このたび、実家に隣接する父所有の本申請地に居宅を建築するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、205-27について説明します。

農業用倉庫及び駐車場、庭敷への転用事案です。申請地は、●●の北西に位置する集団農地内の第1種農地です。受人は申請地に隣接する居宅を渡人より購入し、居住されていま

和田主任	<p>す。申請地には、受人が居宅を取得される以前より農地転用の許可を得ることなく農業用倉庫が建築され、一部は進入路として利用されていきました。受人は、その後、同じ場所に農業用倉庫を建て替えし、現在に至っている状況でございます。そのため、今後このようなことがないよう、申請人は始末書とともに許可申請されております。また、このたびの申請では、高齢の同居の母が介護サービスを受けるために必要な駐車場を整備し、併せて庭敷を整備される計画です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による、第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>続いて、206-28について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第3種農地です。受人は●●に居住され、電気工事、配管工事の設計、施工、土木建築業を営む会社の役員をされています。現在、借用中の資材置場が前面道路の道幅が狭く出入りが困難であるため、事務所に近接する本申請地を資材置場として転用しようとするものです。</p> <p>以上、説明しました28件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、番号184-6から188-10、197-19、204-26、205-27を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより、必要性があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	ないようですので、それではご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
在間委員	<p>18番在間ですけども、184-6から186-8の例の仙石庭園か、駐車場を44区画つくられるということで、既にかなり大きな面積で開発されて、また新たに3,500ぐらいの駐車場をつくるということなんですけれども、担当部局への申請とかというのはしたって言われてなかったようなかったけども、開発許可の申請は博物館法でクリアしてるという話を聞いたんですけれども、例えば調整池をつくるとか排水計画をきちっとしないと下流域へかなり大雨のときに水が流れて田んぼに流入するという心配もされるんで、そこらはどういうふうになってるか教えてください。</p>
和田主任	<p>184-6から186-8の庭園の拡張で、このたびは駐車場と通路、あと広場を建築される予定なんですけど、そのことについては今回は開発許可、またほかの他法令の申請は不要ということで、関係部局のほうには確認をしております。</p> <p>あと、今現在農振農用地からの除外見込みということではあるんですけども、駐車場を建築し、その排水についての計画については、既存の水路のほうへ放流されるということで伺っております。</p>
在間委員	<p>中に入ったことないんですけども、ちょっと調整池があるように見えないし、池があるんでそれが調整池じゃとえばそうなんかも分からんけども、調整池だったら空にしてないの意味ないんで。で、下流域が圃場整備もされてないし昔ながらの排水路なんですけれども、ちょっと心配なというか、それでオーケーなんですか。</p>
和田主任	<p>水路のことについては、既存の水路に流すために新たに既存の水路までの水路を建築されるということで伺っております。そのことについて手続、他法令の申請許可については不要ということで伺っております。</p>
在間委員	<p>調整池をつくられるかどうかというのは分かりますか、確認されてる。田んぼが駐車場に変わると流出率がものすごい流出係数が上がるんです。普通なら、これだけの面積だったらかなり大きな調整池がないと下流がもたないというふうに思うんですけども、もう全体の面積というたらかなり大きな面積になりますよね。下流へ流す水路をつくっても、下流の断面がもたないというふうに思うんですけども、どっちかという農業者委員会の守備範囲じゃないと思うんですけども、担当部局なんだろうと思うんですけども。</p>
和田主任	<p>今回の申請の駐車場をつくるということについては、調整池が必要な開発行為であるとは担当部局のほうでは判断しておりませんので、調整池をつくる計画にはなっておりません。庭園の中にごさいます池のほうに一旦流れ込むということにはなっております。そこで必要な</p>

和田主任	水量を受け止めるということで伺っております。
議長	よろしいでしょうか。
在間委員	まあ、はい。担当部局での話が、どっちかというのはあるので、農業委員会としてもじやが、当然下流域の農地を守らにゃいけんということもありますんで、ある程度そこを十分にチェックしてほしいというふうに思います。 以上です。
議長	ありがとうございました。 ほかにご質問、ご意見はございませんか。
	< なし >
議長	ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、184-6から188-10までと197-19、204-26、205-27については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、184-6から188-10までと197-19、204-26、205-27については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第55号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
坂見主任主事	議案第55号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」説明させていただきます。 議案の18ページ、最後のページをご覧ください。 内訳については、最後の行の記載のとおりでございます。 内容につきましては、座って説明させていただきます。 申請番号1、●●から東に位置します空き家に附属する1筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、申請の農地は耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと考えられます。 説明は以上です。ご審議をお願いします。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議長	それでは、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第55号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1aに設定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第55号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」は、係る農地は下限面積1aに設定することに決定をいたします。 続いて、日程第4、報告事項に入ります。 報告第38号から報告第42号について事務局の説明を求めます。
大下局長補佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第38号から第42号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしました。 そのうち、私からは報告第38号から報告第41号までの概要を報告させていただきます。

<p>大 下 局 長 補 佐</p>	<p>ここからは座って報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第38号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第39号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページと5ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は5件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6ページをお願いいたします。 報告第36号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 7ページから10ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は13件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 11ページをお願いいたします。 報告第41号「農地転用届出の受理について」でございます。 12ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 私からは、以上でございます。</p>
<p>定 井 局 長 補 佐</p>	<p>それでは、私からは報告第42号についてご報告申し上げます。 本件も、東広島市農業委員会事務局規程に基づき、専決処分をしたものでございます。 座って説明をさせていただきます。 報告事項の13ページからになります。 農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールにて調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認し、非農地として判断したものでございます。志和町内の農地につきまして、15ページの下に掲載しておりますように、田35筆、畑1筆、合計36筆、13,538㎡を非農地として判断するものでございます。これらの農地につきましては、所有者の方へ非農地の通知を行うとともに、法務局等の関係機関へ情報提供を行っております。 報告第42号についての説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 その他にありませんでしょうか。 次に、日程5のその他に入ります。 委員の皆様から何かございましたらお願いをいたします。事務局もありましたらお願いいたします。</p>
<p>定 井 局 長 補 佐</p>	<p>それでは、本日お配りいたしました資料1、令和3年度東広島市農業委員会総会スケジュールとある資料をご覧ください。 今年度の総会スケジュールにつきましては、年度当初の総会時にお配りしておりますけれども、会場の都合により総会の開催時間に変更が生じたので、ご報告させていただくものでございます。 表に赤字で記載をしております部分に変更箇所となります。来月11月の総会につきましては、当初11月29日の午前10時から開催予定でございましたが、会場の都合により午後2時から、14時からの開催に変更をお願いするものでございます。なお、開催場所につきましては、今のところ市役所本館3階303会議室での開催を予定しております。 今後も、開催日や開催時間等に変更が生じる可能性がございまして、委員の皆様にはご迷</p>

定井 局長補佐	<p>惑をおかけいたしますけれども、よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、資料2、令和3年度東広島市農業委員会事務局名簿をご覧ください。</p> <p>事務担当に変更がございましたので、報告をさせていただきます。</p> <p>資料に赤字で記載しておりますように、この10月から農地法3条と5条の担当が変更となっております。その他につきましては変更はございません。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>その他、ございませんか。何かあったら。</p> <p>< なし ></p>
議長	<p>ないようでしたら、委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。</p> <p>それでは、大月会長職務代理者から次回の総会について報告をお願いいたします。</p>
大月 職務代理	<p>失礼いたします。次回11月総会は、先ほど事務局定井さんのほうから説明がありましたように、11月29日14時から市役所本館3階303会議室で予定されております。出席のほどよろしくお願いいたします。今回、開催時間の変更、会場の変更等があるようなので、送られてきました総会資料を確認の上、参加をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で10月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 1番 三見 昌嗣 委員 2番 木原 省五 委員